

重要事項説明書

医療法人 友朋会

介護老人保健施設 りつりん館

短期入所療養介護

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設りつりん館
- ・開設年月日 平成6年5月6日
- ・所在地 愛媛県松山市畑寺町丙12番地10
- ・電話番号 089-931-3322 ・FAX番号 089-934-7667
- ・管理者名 施設長 栗林 雄司
- ・介護保険指定番号 老人保健施設(3857780211号)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

[目的]

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

[運営方針]

当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保険施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供するように努めるものとする。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された、居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用頂き、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために提供される。

(3) 職員の職種及び人数、職務内容、勤務体制

職種	人員		職務内容	勤務時間
	常勤	非常勤		
施設長	1	0	業務の一元的な管理	8:30～17:30
医師	1(施設長兼務)	3	入所者の症状の把握・適切な診療	8:30～17:30
看護職員	10	3	入所者の看護及び健康管理	9:00～18:00
介護職員	29	6	入所者の介護・日常生活の支援	9:00～18:00
理学療法士又は作業療法士	3	0	入所者に対する機能回復訓練及び日常生活での生活動作能力向上	8:30～17:30
介護支援専門員	2	0	施設介護サービス計画の作成と管理・評価	9:00～18:00
支援相談員	2	0	入所者及び家族からの相談・入退所業務	8:30～17:30
薬剤師	1	0	医師の指示の下、入所者に対し適切な調剤に当たる	9:30～12:30
管理栄養士	1	0	給食献立表の作成・栄養管理及び指導業務	8:30～17:30
事務員	3	0	施設運営に関する業務 受付・窓口・保険請求・会計処理	8:30～17:30

※員数は老人保健施設を含んだものとする

(4) 入所定員等

- ・定員 5名
- ・療養室 個室、二人部屋、四人部屋

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画・短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（朝食 7:15～、昼食 11:35～、おやつ 15:00～、夕食 17:45～）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）週 2 回
- ④ 医学的管理・看護・介護
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ その他

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金を頂くものもございます。

3 利用料金

(1) 基本料金・加算料金等は、りつりん館料金表をご確認ください。

(2) 支払い方法

- ・請求書は月末締めとなっております。
- ・毎月 15 日までに 1 ヶ月分の請求書を発行、郵送しますので、その月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払方法は、現金（窓口にて）、銀行振込があります。入所契約時にお申出ください。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

- ・協力医療機関
名称 栗林病院
住所 松山市溝辺町甲 3 3 1 番地
- ・協力歯科医療機関
名称 是沢歯科
住所 松山市畑寺 4 丁目 1 1 - 3 2

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は午前 11 時から午後 5 時までです。
面会時には職員へのご要望等ございましたらお気軽にお申出ください。
- ・外出を希望される場合、ご家族等とご相談の上、予めサービスステーションにお申し出ください。
- ・火気の取り扱い禁止しております。施設内は全面禁煙です。
- ・設備・備品は、職員の指示によりご利用下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、予めサービスステーションにお申し出ください。
- ・金銭・貴重品の持ち込みは、予めサービスステーションにお申し出ください。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込みはかたくお断りします。
- ・その他食品の施設持ち込みはかたくお断りします。

6 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、緩降機等
- ・防災訓練 年2回実施

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、非常災害に関する具体的計画は館内に掲示します。

7 事業継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 身体拘束

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際には、様態及び時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由を診療録に記載する事とします。

9 高齢者虐待防止

当施設は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ④ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑤ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑥ サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策をおこないます。

11 秘密の保持

当施設とその職員又は職員であった者（退職者）は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、必要時には予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。

12 感染症対策

当施設は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。ご利用者様の使用する食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ② 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
- ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的を実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

13 緊急時の対応

当施設は利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院での診療を依頼することがある。

当施設は、ご利用者様に対し、施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

利用者の心身の状態が急変した場合、速やかにご家族へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

14 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

また、事故の状況や処置方法等について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害を賠償するものとします。

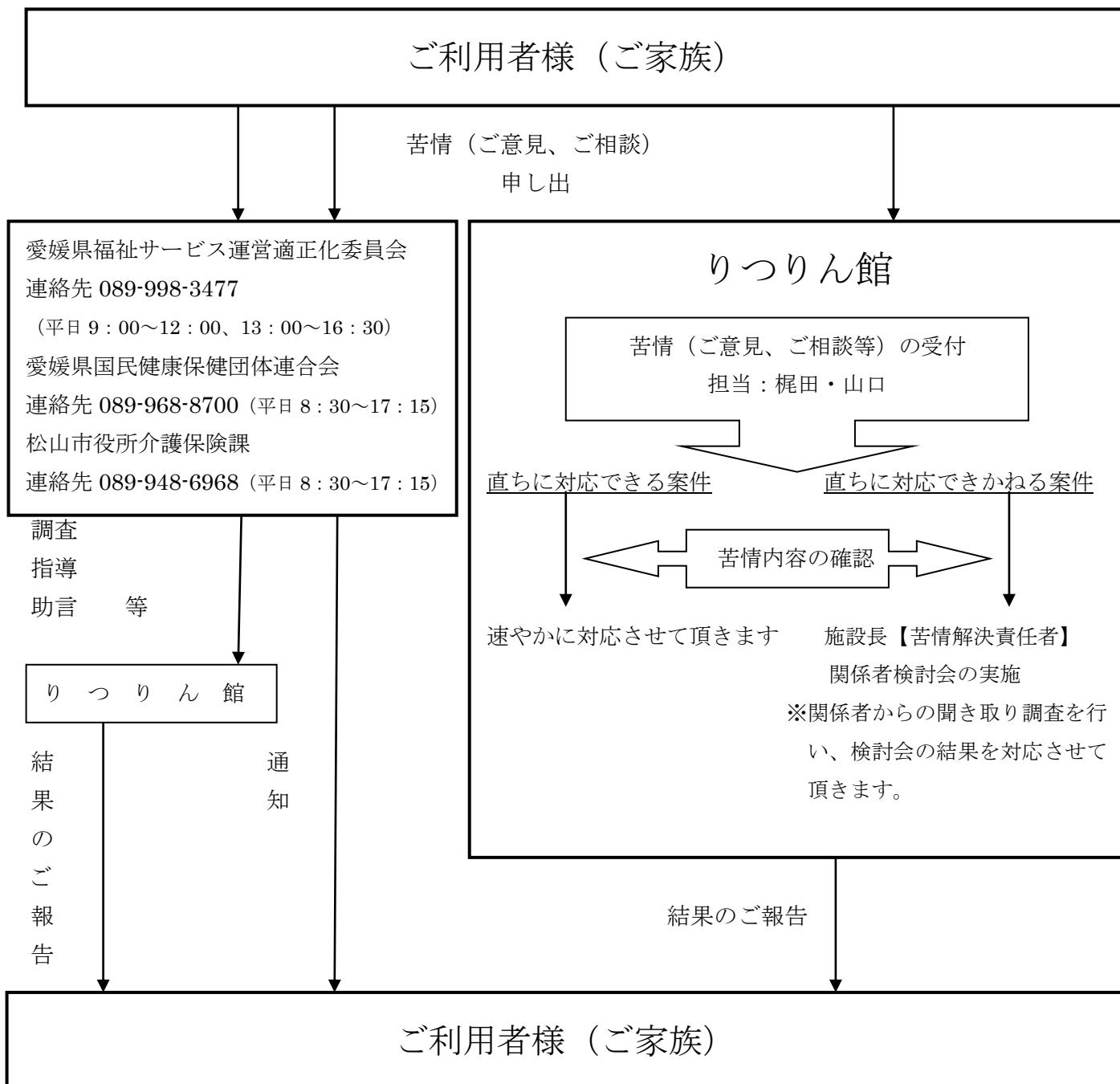
15 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧下さい。その他わからない事、不安な事は、いつでもお気軽にサービスステーションまでお尋ねください。

施設サービスに関する苦情解決の手順

施設利用に関する苦情、ご意見、ご相談等ございましたらお知らせください。

国保連合会・市町村への申し立て及び、当施設におきましても下記の体制に基づき随時対応させていただきます。



直接お申し出しにくい案件につきましては、G階受付窓口にて意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

※詳細につきましては、事務所窓口までお問い合わせください。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

老人保健施設短期入所療養介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

老人保健施設 りつりん館

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、老人保健施設短期入所療養介護サービスの提供開始に同意しました。

氏名 _____ 印

代行者氏名 _____ 印 続柄 ()